

高石市教育委員会定例会会議録

(平成 30 年 1 月定例会)

開会及び閉会の年月日時

開 会	平成 30 年 1 月 10 日午後 2 時 57 分
閉 会	平成 30 年 1 月 10 日午後 3 時 33 分

会議に出席した者の職及び氏名

委 員	教 育 長 : 佐 野 慶 子 委 員 : 西 中 隆 委 員 : 西 村 陽 子 委 員 : 吉 村 文 一
事務局職員	教 育 部 長 : 木 寄 茂 巳 教 育 部 理 事 兼 次 長 : 細 越 浩 嗣 教 育 部 次 長 兼 社 会 教 育 課 長 : 村 田 佳 一 教 育 総 務 課 長 : 西 川 浩 二 学 校 教 育 課 長 : 吉 田 種 司 学 校 教 育 課 長 代 理 兼 人 権 教 育 推 進 室 長 : 清 水 寛 之 教 育 研 究 セ ン タ ー 所 長 : 菅 原 庸 晴 こ だ も 家 庭 課 長 : 家 村 美 雪 子 育 て 支 援 課 長 : 小 林 弘 典 社 会 教 育 課 長 代 理 兼 青 少 年 対 策 室 長 兼 た か い し 市 民 文 化 会 館 長 : 石 田 俊 彦 中 央 公 民 館 長 : 松 井 勉 教 育 総 務 課 長 代 理 : 上 田 麻 紀 教 育 総 務 課 主 事 : 安 岡 佑 美

議題及び議事の要旨及び議決事項

・ 議案第 1 号 平成 30 年度全国学力・学習状況調査への参加について

学校教育課長	<p>平成30年度全国学力・学習状況調査への参加について説明する。</p> <p>本議案は、平成30年4月17日火曜日に、全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析することにより、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを目的で実施する全国学力・学習状況調査の来年度実施について、本市の参加の承認を得るためのものである。</p> <p>次年度実施予定の全国学力・学習状況調査については、今年度と同様に中学3年生と小学6年生の全ての児童・生徒を対象に実施される。</p> <p>なお、実施要領は2ページ以降に示しているが、概要及び今年度との主な変更点について説明する。</p> <p>教科に関する調査は、小学校では国語、算数、理科、中学校では国語、数学、理科で実施され、主として知識に関する問題と、主として活用に関する問題である。</p> <p>今年度からの変更点としては主に2点。</p> <p>1点目は、教科に関する調査に国語、算数・数学に加えて理科が実施される。理科は3年に一度程度実施しており、平成24年度抽出調査、平成27年度悉皆調査に引き続き三度目の実施となる。今回は悉皆調査となる。</p> <p>2点目は、中学校の英語及び調査の実施に伴い要領の記載内容が追加されている。これは、平成31年度の中学校調査において英語調査を実施す</p>
--------	--

	<p>ることを見据え、当該調査を確実にかつ円滑で効率的に実施するための体制構築を検証するため、抽出方式で英語及び調査を実施するものである。12ページの5、中学校の英語及び調査が加えられた部分である。</p> <p>以上が今年度との主な変更点である。</p> <p>なお、平成30年度調査から、夏季休業期間なども活用した教育委員会や学校における教育指導の一層の改善・充実を図るため、調査結果の提供及び公表日の早期化が行われる予定である。今年度は8月中下旬だったが、来年度は7月中下旬と1カ月前倒しに変更となる。</p> <p>また、平成26年度の市町村教育委員会の判断で、個々の学校名を明らかにして調査結果を公表できるようになったが、学校教育課としては、来年度についても今年度と同様、学校名を明らかにしての結果公表はせず、本調査に参加し、その結果を活用して本市の小中学校の学力向上に関する取り組みの成果と課題について分析を行い、今後の授業等での指導の工夫改善等に努めていきたいと考えている。</p>
西中委員	<p>今回、英語の調査が入るとのことだが、聞く、読む、特に聞くは、最近様々な機器を使って入試等で使用されているが、それ以外の話す、はどのような方法にて実施するのか。</p>
学校教育課長	<p>今回、話すことについては、今入っている情報によると、コンピューター室を利用しUSBメモリ等に入っている試験問題を各コンピューターに入力して、それを問題として提供するという話が出ている。ただ、1時間全て1人の子供がコンピューターを1台使うのではなく、本市は40台あるので、1クラス単位で1時間を3クラス実施や、3回に分けて20分ずつ実施など、正式な実施時間等はまだ来ていないが、そのような形で実施するという情報は入ってきている。</p>
西中委員	<p>悉皆ではなくて抽出で、本市が当たっているのか、まだわからないのか。</p>
学校教育課長	<p>この抽出調査についてはかなり少なく絞った学校数と聞いており、本市が当たるかどうかについては未定である。</p>
西中委員	<p>府県単位では必ず当たるのか。</p>
学校教育課長	<p>都道府県数よりも多い数が抽出される予定である。各都道府県では1校ならず複数は各都道府県で抽出されて決められ、政令市も含めて各1校ずつ以上は決まってくると考えている。</p>
西中委員	<p>仮に高石市が当たれば、対応できるということか。</p>
学校教育課長	<p>そうである。本市はコンピューター室に台数があるため、その実施要領に基づいて実施することは可能と考えている。</p>
吉村委員	<p>障害のある生徒に対する配慮だが、例年どおり全員対象で受け、全体評価の中に含めて評価すると思ってよいか。</p>
学校教育課長	<p>障害のある児童に対する配慮も明記されており、例年どおりの実施と考えていただけたらと思う。</p>
採決	<p>可決。</p>

・議案第2号 児童・生徒の健全育成に関する学校・警察相互連絡制度の協定締結について

学校教育課長	<p>児童・生徒の健全育成に関する学校・警察相互連絡制度の協定締結について説明する。</p> <p>本議案は、前回定例会に於いて、高石市個人情報保護審査会に対し、児童・生徒の健全育成に関する学校・警察相互連絡制度の協定を高石市教育委員会と大阪府警察本部が締結し、運用する上で、児童・生徒の個人情報を大阪府警察本部から収集し、また大阪府警察本部に提供すること</p>
--------	--

	<p>について、平成29年12月26日に開催予定の審査会に諮問することを承認いただき、30ページの答申書のとおり個人情報保護審査会より承認の答申があったことから、大阪府警察本部と本市教育委員会が協定を締結することを承認いただくものである。</p> <p>協定の概要について説明する。</p> <p>28ページに協定書の案について。</p> <p>昨今、青少年の非行等の問題行動が多様化・深刻化し、犯罪被害に巻き込まれるような事象が増加している状況の中、平成14年5月に文部科学省より学校と警察の連携の強化による非行防止対策の推進についてという通知が出された。</p> <p>平成24年の津市立中学校2年生のいじめ自殺事件を契機に、平成25年6月にはいじめ防止対策推進法が成立し、同年10月に文部科学省がいじめの防止等のための基本的な方針が策定された。その方針においても警察との連携について示されており、いじめへの対応といった面からも学校と警察との連携が一層必要となっている状況である。</p> <p>さらに、平成27年2月に神奈川県川崎市で生じた中学生が被害者となる殺人事件を受け、平成27年3月に文部科学省より、学校と警察の連携に係る協定等は、警察が学校に連絡する事案や学校が警察に相談または連絡する事案等を整理し、学校と警察はこの協定等に基づき連絡等の対象となる事案について児童・生徒の氏名等も含めて情報交換を行うものであるが、いまだに協定締結等を行っていない教育委員会等においては、当該教育委員会等が所管等する学校における学警連携状況を検証しつつ、協定締結等に向けて積極的に取り組むこととの通知があった。</p> <p>平成27年3月時点で36道県において100%の市町村でこの連携協定が締結されており、大阪府においても現時点で予定も含み32市町で本協定が締結される状況となっている。従前から警察との情報連携は教育委員会及び各学校との間で一定行われていたが、個人情報保護の観点から特に学校現場は児童・生徒の個人情報の提供について慎重にならざるを得ない現状がある。今回の協定を締結することで共有する情報の範囲が拡大するものではないが、必要最低限の情報の共有を協定に基づきより迅速かつ適正に行うことで、問題行動、犯罪被害防止等についてより充実した対応、体制を目指していきたいと考えている。</p> <p>なお、この制度の運用については、前回の定例会にて示した児童・生徒の健全育成に関する学校・警察相互連絡制度協定書に基づく連絡実施に係るガイドラインの内容に沿って個人情報の保護に努めていきたいと考えている。</p>
西村委員	<p>個人情報保護審査会から承認をするということだが、この審査の過程の中で何か意見や議論されたことがあれば報告いただきたい。</p>
学校教育課長	<p>約1時間弱の審査会であった。委員各位から様々な意見があり、その中でも、特に警察に提供する情報は学校で適正に管理し、小学校卒業後、中学校卒業後にそれぞれ破棄していくという理解いただいた。しかし、警察の内部で学校から提供した情報についてどのように取り扱われるのかという質問があった。これについては、承認はいただいているが、後日警察本部と協議し、捜査に必要な資料については、各資料の内容に基づき保存期間が定められているので、残していく必要があると警察は考えている。そのほかについては、捜査に必要なかどうかで判断していくと回答を貰っている。</p>
西村委員	<p>捜査に必要ということは、例えば万引きや暴行等、犯罪の捜査対象になるものについては捜査資料としてきちんと残す。当然、捜査資料についての取り扱いについて決まっていると思うが、そこに至らないような</p>

	案件については、資料自体は残さないという趣旨なのか。
学校教育課長	捜査に進まないような案件の資料は残していかないという回答であった。
西中委員	<p>青少年の問題行動が、非行やいじめ、非常に多様化・深刻化し、それに備えて警察と学校が密接な連携を持つことは特に異議はないが、いじめ問題に警察が介入してくることについて、学校に教育委員会がしっかり指導をしないと、安易に警察にお願いする形になるとよくないと思う。</p> <p>昔は、学校の教育の場で頑張って警察のお世話になるのではなく、学校現場で何とかしようという傾向が強かった。それは一定大事にしていきたいが、結局警察の手を煩わせたくないということで事態が大きくなっていないためにも警察と連携を密にしていこうということだと思う。しかし警察と学校が直接様々な情報のやりとりをする中で教育委員会の指導というのがどのようになるのか、非常に難しい問題ではないか。</p> <p>教育委員会の役割というのか、その辺の説明をお願いしたい</p>
学校教育課長	<p>この制度の運用については、教育的配慮のもとに運用されるのは基本的な部分である。学校は、警察署等への情報提供に努めるに当たっては、緊急事案の場合を除いて事前に学校で十分指導の積み重ねが行われる。その上、保護者との連携を試みられたことが前提になってくる。</p> <p>学校において指導を行っているにもかかわらず十分な効果があらわれることが困難な場合、警察署等との協力が生徒・児童の非行及び犯罪防止に、また健全な育成のために必要であると教育委員会が学校と協議し判断した上で情報提供をしていく形になるので、学校のみで判断するのではなく、教育委員会が一定協議を受け、これはやむを得ないというような状況に限って警察署等への情報提供を行うとガイドラインに定めている。これについては、学校が警察署に提供した情報、また学校が警察署から入手した情報、もらった情報については、教育委員会も記録書を教育委員会に提出するというガイドラインに定めたので、そのような形で共有しながら子供たちの健全育成のためにこの制度を運用していきたいと考えている。</p>
西中教育長職務代理者	学校長の判断だけではなくて、教育委員会の指導のもと、必ず警察と学校との連携の中に教育委員会が指導に入っていくということか。
吉村委員	今の質問に関して、何か事例が起こった場合、身柄を保護するというのが必要なケースも出てくると思う。そのような場合、教育委員会や学校が本人の身柄を保護するのが建前だと思うが、警察が先に身柄を保護するとやはり保護者、本人に対する非常に心理的圧迫が強いと思う。その辺の扱いを、もし学校外でそのような事例が発生した場合、まず身柄は学校が預かる等の方針はないのか。できれば学校内でしっかり事情を聞く等をできれば一番ベストだと思う。
学校教育課長	まず学校に様々な事案の報告があり、まずは子供の保護を優先し聞き取りする。これは、教育委員会の協議の中で、警察に情報提供しなければならぬ状況になれば、もちろんこの制度に沿って情報提供していく。ただ、警察がまず先に犯罪として身柄を拘束した場合には、我々としては手が出せない状況になるため、その点をご了解いただきたい。
吉村委員	<p>もう一つ、冤罪というか、やはり無罪を証明するのは非常に難しい。そのため、もし本人や家族からおかしいという報告があれば、先入観を捨てて真摯にすぐ取り組まないと、自殺等最悪のケースに至る場合もあると思う。</p> <p>異議が出た場合は、教育委員会、教育委員が、すぐに対応できる体制を運営していかないといけない。</p>

学校教育課長	連絡記録書という様式1、2をガイドラインで定め、これは学校、それから教育委員会、ともに鍵のかかるところで保管していくという体制整えていく。もしも保護者から、どのような情報が警察にいったのか、また警察からどのような情報が来たのかという申し出があったら、個人情報等を本人に、また保護者に開示し、内容が間違っていないかの確認も含めて気をつけていきたいと考えている。
佐野教育長	保護者の情報公開の請求があれば可能だということか。
学校教育課長	もちろん情報公開可能だが、学校と保護者の関係であるため、そこまでに至らずともやりとりの中で話しをすることは可能と考えている。
吉村委員	会議にかける等は抜きにして、必要な場合は迅速に提供するという事をお願いしたい。
西村委員	今の点は、生徒や子供、あるいは保護者に対し、教育的な配慮で、良識的に情報のやりとりなり、その情報をもとにした指導なりをしていくという趣旨で理解したらよいか。
学校教育課長	結構である。
佐野教育長	締結する日程について保護者に対する情報提供はどうか。
学校教育課長	本議案は、可決できたら協定締結は1月下旬までには締結を行いたい、協定施行日については、警察との協議にもよるが、3月1日を考えている。なお、少し時期を置くのは、周知期間が必要であろうということで、2月の広報紙に内容掲載、またホームページへの掲載、それから児童・生徒の保護者宛てに教育委員会名での文書配布等も行っ、協定が締結されたということをも十分周知していき、その上で3月施行というふうに考えている。
西中委員	協定書の関係機関というのは、教育委員会は入っていないのか。
学校教育課長	第3条第1項に、甲及び高石市立小中学校となっている。甲というのが、後に出てくる協定書の、教育長のサイン、印の必要となる教育委員会となるため、教育委員会及び高石市立小中学校というふうに理解していただけたらと思う。
採決	可決。

・報告第1号 教育委員会の後援等に関する報告について

教育総務課長	後援承認したものについて説明。
佐野教育長	承認する。

・報告第2号 教育委員会関係諸行事等の報告について

各課長	平成29年12月20日から平成30年1月9日までの行事について説明。
佐野教育長	承認する。

その他委員長が必要と認めた事項

西中委員	成人式のとときにあったビデオ上映が、とてもよかった。あれはどのように準備したのか。卒業アルバムから取ったのか。
社会教育課長	今年度からの初めての試みであり、各小学校、中学校の卒業アルバムから写真を抜粋し動画を演出したものである。大変好評だったと記憶している。
西中委員	今後も継続して行うのか。参加者が黙って一生懸命見ており、自分のその当時振り返っている様子で非常に良いと思う。
教育部長	初めて試行したが、通常は成人式中に話し声がしたりすることがある

	が、今回は関心を持って見て貰えた。来年も同じ形にするのか、また発展形にするのか、検討も進めながら、よりよい成人式に資するような取り組みを考えていきたい。
西中委員	例えば挨拶のバックに音声を流さずに映像だけ流していたら、一生懸命集中して見るのではないか。
教育部長	西中委員の意見も参考にさせていただきながら検討していきたい。
佐野教育長	これで閉会とする。